

障害者虐待防止関係 Q&A

沖縄県障害保健福祉課作成 平成24年10月24日時点

番号	細目	質問・要望	回答
1	障害者虐待防止センター	他県では「共同設置」を行っている事例があるようだが、どのような市町村がその仕組みを活用しているのか。共同設置を採用する狙い若しくはメリットは何か。	他県では、障害者相談支援事業を共同実施している市町村が障害者虐待防止センターも共同実施する事例がみられる。 共同実施のメリットとしては、事業の効果的・効率的な運用の推進や事業の安定的な運営の推進が図られることが期待される。 人口規模や人員体制等、地域の実情に応じて判断されたい。
2	障害者虐待防止センター	障害者相談支援事業を委託する事業者へ、虐待事案の対応を、基幹相談支援センター等機能強化事業分として委託することは可能か。	委託する業務内容が、基幹相談支援センター等機能強化事業に該当するか如何による。 なお、障害者相談支援事業の本来業務として、虐待の防止など権利擁護のために必要な援助を行うことが含まれていることから、機能強化事業を実施する場合、同業務と明確に区分することが必要と思われる。
3	虐待防止センター	各市町村で設置が必須となっているが、もしも設置が遅れている市町村があった場合は、一旦県が対応するのか。 また、県としてどの市町村が設置していて、どこの課が管轄するかHPなどでまとめて知らせたい。	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「法」という。)の施行(H24.10.1)までには、障害者虐待防止センターとしての機能が果たせるよう、市町村は体制を整備しなければならない。 市町村虐待防止センターの連絡窓口一覧については、県のホームページに掲載するとともに、関係機関・団体等へも周知に努めている。
4	障害者の保護	一時保護の為の居室の確保について、各市ごとにそれぞれが障害者支援施設や短期入所事業所等との委託を想定しており、その委託金額の考え方にもばらつきがある状態である。障害者支援施設や短期入所事業所等においては、複数の行政機関と委託契約を結ぶことも予測され、同事業であるにもかかわらず委託料に差が生じることとなりかねない。また、虐待防止センター委託の中で居室の確保について含む場合も同様である。県から管内市町村に対し、委託料の算出等についてその指針となるよう虐待防止センターの実施モデルを示すなど虐待防止法の円滑な施行に向け支援して欲しい。	一時保護のための居室の確保については、各市町村において地域の実情に応じた弾力的な対応を可能とするため、県が算出基準を示すのは適当でないと考えている。 なお、同様の理由により障害者虐待防止対策支援事業(国庫補助事業)において、国も一時保護のための居室の確保等について委託料等の算出基準を示していない。

障害者虐待防止関係 Q&A

沖縄県障害保健福祉課作成 平成24年10月24日時点

番号	細目	質問・要望	回答
5	障害者の保護	一時保護施設として、見守りも含めて病院に委託することは可能か。(医療サービスと福祉サービスが二重にならないよう、見守りも委託に含む。)	障害者虐待防止対策支援事業(国庫補助事業)を活用した一時保護のための居室の確保等(見守り(付添等のための協力員の確保)も含む。)では、病院への委託は想定されていない。法第9条第2項の規定に基づき一時保護のためやむを得ない事由により措置を行うとき(療養介護等に係るものに限る。)は病院に委託できる場合がある。
6	障害者の保護	居室確保として、施設との協定により受入を委託したいが、施設側として受け入れる際の問題点はどのようなことが想定されるか。その対策として市町村の取るべき対策は何か。(費用の予算計上科目も併せて教えて欲しい。)	障害者福祉施設等との委託等に当たっては、空室の状況、対応できる障害種別、支援の体制、受入期間、受入費用の問題があるほか、虐待者による面会要望に対する対応などを事前に調整しておく必要がある。 また、「やむを得ない事由による措置」を行う場合は扶助費として、「障害者虐待防止対策支援事業(国庫補助事業)」を活用して一時保護を行う場合は委託料としての予算計上が必要と思われる。
7	身体拘束	やむを得ず身体拘束を行う場合、本人、家族への十分な説明で了解を得ることが必要とあるが、同意書は必要か、医師の意見書があった方が良いか、施設側でやむを得ずの判断をして良いのか、隔離について閉鎖的な空間の基準はあるのか。例えば居室、棟内、園内の施設も虐待となるか、又は安全確保と捉えるのか。	やむを得ず身体拘束を行う場合の拘束の様態、やむを得ない理由等については個別支援計画に記載することとされており、同計画は文書により本人の同意を得なければならない。また、身体拘束の判断基準として、切迫性、非代替性、一時性が要件として挙げられている。その他、具体的には、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、「身体拘束ゼロへの手引き」、「障害者福祉施設・事業者における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参照に判断されたい。
8	経済的虐待	親が子(障害者)の障害年金を、年金担保として借入した場合の対応について(経済的虐待の疑いがあることになるか。)	本人の同意、借入資金の用途や額、本人の日常生活用品の購入状況等を調査確認のうえ、個別ケース会議を活用するなど組織的に経済的虐待かどうか判断する必要がある。

障害者虐待防止関係 Q&A

沖縄県障害保健福祉課作成 平成24年10月24日時点

番号	細目	質問・要望	回答
9	経済的虐待	<p>入所支援施設で「年金」を預かっているケースがある。生活費として親から年金の返還要求(過去に年金を生活費として使っていた保護者、利用料滞納者、今後年金をあてにした生活をしていこうとしている保護者からの返還要求)があった場合、事業所として通報するかどうかの判断のあり方について聞きたい(これまでのケース事例においては、返還したことや、断って必要に応じて生活費等を時々要求に応じて支出している。)。また、市町村がどこまで入所事業所に踏み込み対応するのか。</p>	<p>預り金(年金等)の出納管理は本人の意思確認のもとで行うのが適切であるが、返還要求の理由と額、サービス利用料の支払いなど、本人の日常生活への支障の有無等を調査確認のうえ、個別ケース会議を活用するなど組織的に経済的虐待かどうか判断する必要がある。</p> <p>通報を受けた市町村は、養護者や障害福祉サービス事業所等への聞き取りなど、通報内容の事実確認を行い、必要に応じて虐待の防止及び自立の支援を行うこととなっている。</p>
10	日常生活自立支援事業	<p>日常生活自立支援事業は、様々な意味でハードルの高い成年後見制度より有効な事業であると思うが、実情としては、支援員不足等で使いづらい状況にあると感じている。今後、同事業の拡充等の支援策は検討しているか。</p>	<p>日常生活自立支援事業については、沖縄21世紀ビジョン実施計画において推進施策に位置づけ、取り組みを強化していくことを検討している(福祉・援護課回答)。</p> <p>成年後見制度利用支援事業については、障害者自立支援法の一部改正により必須事業化されたことから、今後、利用促進が図られると考えている。</p>
11	障害児に対する虐待	<p>既に児童相談所が関わっている事例についても、障害者虐待防止法施行後は、障害者虐待防止センターに同時報告(通報)が必要になるか。</p>	<p>18歳未満の障害児に対する虐待について、養護者や障害児入所施設等従事者による虐待は児童虐待防止法や児童福祉法の規定が適用され児童相談所等に通報することとなり、障害児通所支援事業所従事者や使用者による虐待は障害者虐待防止法の規定が適用され市町村に通報することとなるなど、関係法令別に対象範囲が整理されている。詳細については、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を参照されたい。</p>
12	自立支援協議会	<p>今後、虐待予防を含め、様々な専門部会が立ち上がっていくと思われる。専門部会が複数に増えていく中で市の職員はどういった役割を担っていけばいいのか。 又、実際に複数の専門部会を持っている市町村の動き等を教えて欲しい。</p>	<p>市町村は、サービスの提供主体として障害者支援体制の整備を推進するため、積極的に自立支援協議会の運営の活性化を図っていく必要がある。</p> <p>専門部会を含め、市町村自立支援協議会の設置状況については、国が実施した「障害者相談支援事業の実施状況等」を情報提供したい。</p>